住所　東京都新宿区四谷坂町１番11号
陳凱恒　平成３年５月28日生
住所　名古屋市天白区一つ山４丁目38番地
ソマール・ボウボウ　昭和59年１月２日生
住所　大阪市中央区平野町１丁目４番７―1002号
陳蘭仙　昭和60年５月14日生
住所　東京都世田谷区大蔵２丁目３番24号
李顕一　昭和57年４月８日生
住所　静岡県三島市徳倉４丁目23番34号
マリア・エルビラ・イスラス・バレラス　昭和43年５月26日生
住所　東京都港区海岸２丁目17番11―604号
談子昂　昭和62年９月16日生
住所　東京都世田谷区深沢７丁目14番４号
劉爽　昭和58年６月５日生
住所　大阪府八尾市跡部北の町３丁目２番８号
楊悦　昭和61年５月28日生
住所　大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目３番11号
張麗霞　昭和61年６月17日生
住所　千葉市稲毛区天台５丁目24番12号
劉嘉俊　平成13年３月13日生
住所　さいたま市桜区田島６丁目１番４―308号
姜超　昭和57年３月８日生
金丹　昭和58年１月25日生
姜慧美　平成28年５月18日生
住所　横浜市都筑区茅ケ崎中央13番16号
ナサニエル・ソリス・フレンチ　昭和59年12月４日生
ミカイラ・ソリス・フレンチ　平成28年８月29日生
住所　大阪府高槻市牧田町13番64―202号
謝芳宜　昭和43年４月22日生
住所　大阪市中央区谷町６丁目３番11号
向天奇　平成２年７月11日生
住所　福岡市中央区大濠２丁目１番８号
金政司　昭和25年４月２日生
住所　東京都練馬区田柄２丁目21番２号
鄒東艶　昭和48年４月28日生
于中洋　平成10年12月13日生
于美佳　平成13年10月31日生
住所　三重県四日市市西浦２丁目２番４号
曹航銘　平成元年２月７日生
住所　横浜市中区若葉町３丁目43番地１
陳清　昭和63年11月13日生
住所　山形市下条町２丁目９番14号
金文子　昭和48年３月24日生
李侑那　平成14年７月20日生

住所　静岡市葵区安西１丁目59番地
○林斗憲　昭和42年５月26日生
住所　大阪市東成区大今里２丁目24番７号
藤栄司　昭和49年11月18日生
住所　大阪市西区北堀江１丁目12番15号
李博秀　昭和58年６月29日生
住所　愛知県刈谷市小垣江町上松58番地２
金永**○**　昭和47年６月25日生
住所　名古屋市中川区丹後町１丁目74番地
○美加子　平成４年７月７日生
住所　北九州市小倉南区若園４丁目15番15―1002号
韓直　昭和49年11月14日生
住所　東京都北区滝間３丁目６番13―505号
韓朝星　昭和61年１月10日生
住所　愛知県豊田市久岡町３丁目３番地17
文智光　昭和51年１月11日生
住所　愛知県豊田市久岡町５丁目４番地
文龍治　昭和52年８月４日生
住所　大阪市此花区西島１丁目11番３―612号
李好子　昭和14年４月26日生
住所　神奈川県鎌倉市西鎌倉１丁目７番10号
トオヤマ・アキラ　昭和40年10月15日生
住所　横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目47番10号
姜由紀　昭和44年１月11日生
○堅桓　昭和45年８月12日生
○輝樹　平成10年１月30日生
○咲奈　平成14年11月10日生
住所　鳥取県米子市内町161番地
任勝平　平成６年５月31日生
住所　岡山市北区新屋敷町２丁目３番23号
邊周燮　昭和13年８月25日生
金政江　昭和16年１月19日生
住所　広島市西区観音新町１丁目30番２―201号
李慶華　昭和46年10月９日生
住所　広島市西区小河内町２丁目12番２―307号
李美夕　平成７年８月20日生
住所　東京都新宿区西早稲田３丁目８番11号
朴文子　昭和42年３月８日生
朴美優　平成９年１月８日生
住所　東京都葛飾区東新小岩６丁目10番４号
ゲビレブルクタウィットタデセ　昭和56年８月27日生
住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字和田1008番地131
徐隆行　昭和55年５月２日生
住所　愛知県春日井市東神明町２丁目11番地７
趙文龍　昭和57年10月11日生

住所　大阪府寝屋川市黒原旭町14番２号
曺伯鉉　昭和41年９月22日生
住所　大阪府摂津市正雀本町１丁目15番14―302号
カーレン・ムツミ・イデグチ　平成５年５月13日生
住所　大阪府東大阪市衣摺３丁目14番18号
朴文子　昭和44年11月27日生
住所　京都府宇治市南陵町１丁目１番地55
張時秋　昭和23年11月12日生
張幸子　昭和52年11月29日生
張悦子　昭和54年５月４日生
住所　京都府宇治市宇治天神33番地11
張寛子　昭和62年１月４日生
住所　広島市中区竹屋町３番29―905号
許敬子　昭和27年１月15日生
住所　東京都墨田区堤通１丁目17番32号
モニカ・ミチエ・カメヤマ　昭和57年11月10日生

○外務省告示第百九十一号

平成二十九年四月五日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とスペイン王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は平成三十年六月十三日に効力を生ずる。

平成三十年五月二十九日

外務大臣　河野　太郎

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とスペイン王国政府との間の協定

日本国政府及びスペイン王国政府（以下「両締約国政府」という。）は、個別に「締約国政府」という。）は、

両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

いずれの締約国政府も、他方の国（以下「派遣国」という。）に居住する当該派遣国の国民に対し、当該派遣国の国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該締約国政府が適当と認めるときは、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(a)　主として休暇を過ごすために他方の国（以下「受入国」という。）に入国する意図を有すること。

(b)　ワーキング・ホリデー査証申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(c)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が当該締約国政府から発給されたワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する場合を除く。）。

(d)　有効な旅券及び帰国のための切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。

(e)　受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(f)　滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。

(g)　以前にワーキング・ホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。

(h)　健康であることが医療診断書により確認されること。

(i)　犯罪経歴を有しないことを申告すること。

(j)　受入国に滞在する間に、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館又は領事館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために受入国の大使館又は領事館の代表者による面接を受ける。

第三条

いずれの締約国政府も、有効なワーキング・ホリデー査証を所持する派遣国の国民に対し、入国の日から一年までの期間滞在を許可し、かつ、旅行資金を補うために必要な限りにおいて、受入国において効力を有する法令に従って就労することを認める。

第四条

1　いずれの締約国政府も、派遣国の国民に発給するワーキング・ホリデー査証の数を毎年決定し、他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

2　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、第一条(e)に規定する資金の最低額を通報する。